

個人情報保護に関する規程

一般社団法人岩手県経営者協会
制定 平成26年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県経営者協会（以下「協会」という。）が収集及び保管する個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(個人情報の範囲)

第2条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(守秘義務)

第3条 協会職員（以下「職員」という。）は、在職中はもとより、退職後においても、協会の許可なく、協会が収集及び保管する個人情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 協会は、個人情報を適切に管理するため、個人情報管理責任者を選任する。

2 個人情報管理責任者は、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄及び漏洩などに関し、適切な安全管理対策を講じるとともに、この規程に定めるところにより、適切に個人情報を収集、利用及び保管するため職員等に対する教育を行い、その周知徹底等を行うものとする。

(個人情報の収集及び取得の原則)

第5条 個人情報を収集及び取得する場合は、あらかじめ利用目的を特定し、本人に明示した上で、その了解を得て行う。

(個人情報の作成、変更又は加工)

第6条 個人情報を個人情報データに作成し、変更し又は加工する作業は、個人情報管理責任者の指揮監督の下で行う。

2 個人情報管理責任者から前項の作業を命じられた者は、守秘義務に関する誓約書を提出しなければならない。

(個人情報利用の原則)

第7条 個人情報は、利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限度において、協会から権限を付与された者のみが利用できるものとする。

(目的外利用)

第8条 個人情報をあらかじめ明示した目的以外の目的に利用しようとする場合には、本人に説明の上、その同意を得るものとする。

(第三者への提供)

第9条 個人情報を第三者に提供する場合には、提供先、提供する範囲、目的及び提供先での安全管理体制などを説明の上、事前に本人の同意を得るものとする。

(個人情報データの保管)

第10条 個人情報データは、次の方法により保管する。

- (1) 文書又はFD、CD若しくはDVDに記録された個人データ
施錠可能な保管場所に保管し、鍵は個人情報管理責任者及び個人情報の利用権限を付与された者が保管する。
- (2) 情報システム及び情報機器内に保管されている個人情報データ
適切なアクセス制御を行うとともに、外部媒体及びネットワークへの接続を禁止する。

(個人情報の消去)

第11条 利用目的が終了した個人情報は、その保存期間が終了し次第直ちに、完全に復元できない状態に破壊した上で廃棄する。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第12条 職員等は、協会の許可なく、個人情報データ又は個人情報データが保存されているハードウェア等を協会外に持ち出してはならない。

(個人情報の保存期間)

第13条 個人情報の保存期間は、当該個人情報を協会として利用する必要がある期間（職員等の雇用管理に関する個人情報にあっては、当該職員等の在職期間）及びその後3年間とする。

(個人情報の開示、訂正、削除)

第14条 個人情報データに係る個人情報の本人は、個人情報管理責任者に対し、自己の個人情報に関し、開示、訂正又は削除を求めることができる。この請求は、所定の様式で行わなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の開示の求めがあった時は、原則として遅滞なく、その情報を本人に開示するものとする。ただし、協会の業務の適正な実施に著しい支障がある場合等合理的な理由がある場合においては、この限りではない。
- 3 職員等の雇用管理に関する個人情報に関し前項の協会の業務の適正な実施に著しい支障がある場合等については、協会はあらかじめ職員代表と協議するものとする。
- 4 個人情報管理責任者は、第1項の訂正または削除の求めがあり、その求めに合理的な理由があると認められる場合には、本人の個人情報を訂正又は削除するものとする。ただし、求めに応じない合理的な理由がある場合には、この限りではない。

(苦情又は相談)

第15条 協会は、個人情報に関する苦情又は相談を受け付けるため、個人情報の種類に応じて、相談窓口を設ける。

- 2 苦情又は相談を受け付ける担当者は、苦情又は相談の内容を聴取し、本人の希望を考慮した上で必要な措置を講じなければならない。
- 3 苦情又は相談を受け付ける担当者は、苦情又は相談の内容や講じた措置について、その都度担当役員及び個人情報管理責任者に報告しなければならない。

(制裁)

第16条 職員が本規程に違反した場合は、事務運営規程（平成26年4月1日制定）第43条の規程に基づき、懲戒処分に処する。

附 則

この規程は、一般社団法人岩手県経営者協会設立の登記の日から施行する。